

平成30年第1回紀の川市議会定例会 第4日

平成30年 3月27日（火曜日） 開 議 午前 9時28分

閉 会 午前11時45分

◎議事日程（第4号）

- | | | |
|------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第20号 | 紀の川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について |
| | 議案第21号 | 紀の川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について |
| | 議案第22号 | 紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| | 議案第26号 | 紀の川市立学校設置条例の一部改正について |
| | 議案第27号 | 旧那賀町若者等定住促進対策条例の規定に基づく助成金及び補助金の経過措置に関する条例の廃止について |
| | 議案第59号 | 土地の処分について |
| 日程第2 | 議案第11号 | 国民健康保険制度広域化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| | 議案第12号 | 紀の川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について |
| | 議案第13号 | 紀の川市放課後児童健全育成施設設置条例の制定について |
| | 議案第14号 | 紀の川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について |
| | 議案第15号 | 紀の川市介護保険条例の一部改正について |
| | 議案第19号 | 紀の川市簡易水道事業等の紀の川市水道事業への統合に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第16号 | 紀の川市観光交流施設条例の制定について |
| | 議案第17号 | 紀の川市細野溪流キャンプ場条例の一部改正について |
| | 議案第18号 | 池田財産区使用料徴収条例の一部改正について |
| | 議案第23号 | 紀の川市手数料条例の一部改正について |
| | 議案第24号 | 紀の川市道路占用料徴収条例の一部改正について |
| | 議案第25号 | 紀の川市都市公園条例の一部改正について |
| | 議案第60号 | 権利の放棄について |
| 日程第4 | 議案第28号 | 平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）について |
| | 議案第29号 | 平成29年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3号）について |
| | 議案第30号 | 平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正 |

予算（第3号）について

- 議案第31号 平成29年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第32号 平成29年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第33号 平成29年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第34号 平成29年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第35号 平成29年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第36号 平成29年度紀の川市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第37号 平成30年度紀の川市一般会計予算について
- 議案第38号 平成30年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 議案第39号 平成30年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について
- 議案第40号 平成30年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 議案第41号 平成30年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について
- 議案第42号 平成30年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第43号 平成30年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について
- 議案第44号 平成30年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第45号 平成30年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第46号 平成30年度紀の川市池田財産区特別会計予算について
- 議案第47号 平成30年度紀の川市田中財産区特別会計予算について
- 議案第48号 平成30年度紀の川市長田竜門財産区特別会計予算について
- 議案第49号 平成30年度紀の川市竜門財産区特別会計予算について
- 議案第50号 平成30年度紀の川市南北志野財産区特別会計予算について

- 議案第51号 平成30年度紀の川市飯盛財産区特別会計予算について
 議案第52号 平成30年度紀の川市静川財産区特別会計予算について
 議案第53号 平成30年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計予算について
 議案第54号 平成30年度紀の川市調月財産区特別会計予算について
 議案第55号 平成30年度紀の川市丸栖財産区特別会計予算について
 議案第56号 平成30年度紀の川市平池財産区特別会計予算について
 議案第57号 平成30年度紀の川市水道事業会計予算について
 議案第58号 平成30年度紀の川市工業用水道事業会計予算について
 日程第5 委員会提出議案第1号 紀の川市議会委員会条例の一部改正について
 日程第6 閉会中の継続審査及び調査の申し出について
 日程第7 本会議における発言の誤りにについて

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第4号）のとおり

○出席議員（22名）

1番 門 眞一郎	2番 上 野 宗彦	3番 仲 谷 妙子
4番 船 木 孝明	5番 中 尾 太久也	6番 太 田 加寿也
7番 石 脇 順治	8番 並 松 八重	9番 中 村 まき
10番 大 谷 さつき	11番 阪 中 晃	12番 榎 本 喜之
13番 高 田 英亮	14番 川 原 一泰	15番 森 田 幾久
16番 村 垣 正造	17番 堂 脇 光弘	18番 竹 村 広明
19番 石 井 仁	20番 杉 原 勲	21番 室 谷 伊則
22番 坂 本 康隆		

○欠席議員（0名）

○説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 村 慎 司	副市長	林 信 良
市長公室長	西 川 直 宏	企画部長	森 本 浩 行
総務部長	金 岡 哲 弘	危機管理部長	中 浴 哲 夫
市民部長	尾 上 之 生	地域振興部長	吉 川 博 造
保健福祉部長	上 村 敏 治	農林商工部長	神 徳 政 幸
建設部長	前 田 泰 宏	会計管理者	浅 野 徳 彦
水道部長	溝 上 卓 史	農業委員会事務局長	中 野 朋 哉

教育長

貴志 康弘

教育部長

稲垣 幸治

○議会事務局職員

事務局長

榎本 守

事務局次長

柏木 健司

議事調査課主幹

片山 享慈

議事調査課課長補佐

岩本 充晃

（開議 午前 9時28分）

○議長（坂本康隆君） おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第1回紀の川市議会定例会4日目の会議を開きます。

これより、議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第20号 紀の川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について から
議案第59号 土地の処分について まで

○議長（坂本康隆君） 日程第1、議案第20号 紀の川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてから、議案第59号 土地の処分についてまでの6議案を一括議題といたします。

ただいま議題としました議案につきましては、過日の本会議において、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、総務文教常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

11番 阪中 晃君。

○11番（阪中 晃君）（登壇） おはようございます。

総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会は、去る3月1日の本会議で付託されました議案6件について、3月6日に本庁舎6階委員会室1において、全委員の出席を得て委員会を開催し審査を行いました。

審査の結果は、本委員会に付託された議案6件については、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しております。

委員会における、各委員の質疑の主なものは、次のとおりです。

議案第21号 紀の川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてでは、排水ポンプ車操作員の必要な資格についてただしたのに対し、中型車が乗れる免許が基本必要で、新しく隊員になったらクレーンと玉掛けの資格も取得していただくとの答弁でした。

また、排水ポンプ車の操作員の現場での作業内容についてただしたのに対し、警戒態勢が発令され、内水等川の水位状況で危機管理部から招集により内水が上がってくると見込まれた場合、現地で排水作業を行うとの答弁でした。

議案第26号 紀の川市学校設置条例の一部改正についてでは、細野小学校がいつから休校になり、児童数がどう推移してきて廃校の判断に至ったのかとただしたのに対し、平成2年4月1日から児童数の減少により休校となり、現在、1名垣内から安楽川小学校へ通学し、ゼロ歳児から5歳児までの未就学児童はいないということから廃校に至ったとの

答弁でした。

また、廃校するという事で、地元への説明や理解をしていただけたのかとただしたのに対し、平成29年8月に住民説明会を開催し、その中で廃校・解体・撤去ということで承をいただいたとの答弁でした。

議案第59号 土地の処分については、誘致企業について3つの助成制度、工場設置助成金・企業立地推進助成金・雇用促進助成金、全て適用されることになるのかとただしたのに対し、誘致企業ということで進出協定を締結しているので、全て対象となるとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております6議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第20号 紀の川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第21号 紀の川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第22号 紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第26号 紀の川市立学校設置条例の一部改正について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第27号 旧那賀町若者等定住促進対策条例の規定に基づく助成金及び補助金の経過措置に関する条例の廃止について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第59号 土地の処分について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第11号 国民健康保険制度広域化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について から

議案第19号 紀の川市簡易水道事業等の紀の川市水道事業への統合に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について まで

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第2、議案第11号 国民健康保険制度広域化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから、議案第19号 紀の川市簡易水道事業等の紀の川市水道事業への統合に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてまでの6議案を一括議題といたします。

ただいま議題としました議案につきましては、過日の本会議において、厚生常任委員会に審査を付託していたものであります。

委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、厚生常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

17番 堂脇光弘君。

○17番（堂脇光弘君）（登壇） おはようございます。

それでは、厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

委員会は、去る3月9日、本庁6階委員会室1において、委員7名の出席を得て開催し、付託された案件について審査を行いました。

当委員会に付託されました6議案のうち、議案第15号については賛成多数で、その他の5議案については全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

委員会における委員の主な質疑の内容は、次のとおりです。

まず、議案第11号 国民健康保険制度広域化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでは、今回の税率改正に当たって、資産割をなくしている理由をただしたのに対し、現在、紀の川市では所得割・資産割・均等割・世帯割の4方式で賦課しているが、県広域化での3方式への移行という運営方針が定められており、その中で10年間かけて資産割をなくしていくことになっているとの答弁でした。

さらに、県の方針では、10年間で資産割をなくしていくとなっているが、3年間でできるのかとただしたのに対し、今後10年先の納付金等どう変わっていくかわからない状況であるので、できるだけ早い時期での解消を目指していきたいとの答弁でした。

次に、議案第13号 紀の川市放課後児童健全育成施設設置条例の制定についてでは、今までなかったのはなぜか。今回、制定する必要性が何かあったのかとただしたのに対し、合併以降、各施設について個別施設の整備が進んでいたことにより、今回の条例を制定する。本来であれば、合併当時に条例制定の必要性があったが、できていなかったため今回の制定となったとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願いします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案について、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

議案第15号についての反対討論。

19番 石井 仁君の発言を許可いたします。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） おはようございます。

議案第15号 紀の川市介護保険条例の一部改正について、反対の立場からの討論を行います。

今回の条例改正は、平成30年度から平成32年度までの3年間、第7期の介護保険料

を定めるものです。3年間の給付費総額を212億円、1号被保険者の予定保険料収納額を46億7,000万円と見込んだ上で、基準額を第6期と比べて9,000円増となる8万円と設定しました。

保険料の改定は、紀の川市になってから5回目となりますが、振り返れば、平成18年度からの第3期の基準額は5万4,000円でした。その後、第4期で5万6,300円、第5期で6万円、第6期で7万1,000円、第7期で8万円となります。基準額としては、5回の改定で1.48倍になったということです。

一方で、65歳以上の方の主な収入は年金収入ですが、こちらはふえていません。この間の国民年金、基礎年金の年金額は、平成18年度が年額79万2,100円から平成30年度では77万9,300円で減少しています。厚生年金でも年齢が若くなるにつれ、支給額が減少してきています。

反対の理由は、年金収入がふえていない中で、保険料負担が第7期でも伸びているということです。さらにその負担は、収入の1割にもなる場合があるということです。

例えば、基準額となる第5段階の方、本人が市民税非課税かつ同じ世帯に市民税課税者がいる方のうち、公的年金と収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方は、紀の川市では2,413人です。第5段階の方は、収入が年金だけであった場合、本人の年金額が80万円以上148万円までという方が当てはまりますが、年金収入が80万円の方は、年収の1割を介護保険料で納めるということになります。第4段階の方では、本人の年金が0円であっても、家族が市民税課税者であれば7万2,000円の保険料負担となります。余りも重たい負担ではないでしょうか。高齢世代の収入と医療保険と介護保険を合わせた社会保険料を見てみますと、その負担の大きさはより具体的に見えてきます。

例えば、高齢世代の二人暮らしで、固定資産税額5万円、夫の年金が年額170万円、妻の年金が年額80万円の仮定で計算したいと思います。この世帯は、現役時代に夫が会社員で勤め上げ、妻は結婚までの数年間は会社員で、結婚後は専業主婦であったという世帯に当てはまります。お二人ともが75歳までであれば、平成30年度で国保税額が8万800円、介護保険料で、夫が第6段階9万3,600円、妻が第4段階7万2,000円で、合計24万6,400円となります。お二人とも後期高齢者医療だった場合は、医療保険で若干下がりますが、それでも合計22万6,300円となります。働けなくなった高齢世代の唯一の収入である年金が、これらの保険料の天引きにより、9割近くに目減りするということとなります。

今回の改定では、基準額に対する負担割合が、第6期改定時もそうでしたが、第6段階以上の方で、前期よりも引き上げられました。11段階の方では、基準額に対して2.6倍と、これまでにない高い割合になりました。一定の収入がある方に対して負担増をより求めて求めても、それでも基準額を上げなければならないということです。

今回の保険料率の引き上げの大きな要因は、給付総額に対する1号被保険者の負担割合が第7期で23%へと引き上げられることがあります。1号被保険者の数がふえるに従い、

その人たちの負担割合を引き上げていくという今の制度設計では、先ほど述べたように、年金額はふえず、むしろ減っている中で高齢世代の生活をより圧迫していくものとなります。このことは、現役世代にとっても将来への不安感をより高めるものでもあり、改めていく必要があります。

第7期中には、消費税の10%への増税が予定をされています。年金額を抑制するマクロ経済スライドの実施など、高齢者の生活はますます苦しくなっているというのが実情です。こうした中で、高齢者をさらに苦しめる介護保険料の負担増はすべきではありません。

抜本的には、社会保障費の増額と介護保険制度に対する国保負担割合をふやすことが解決策だと考えますが、市も一般会計からの独自の繰り入れをし保険料負担を抑える、あるいは減免制度の運用を図るなど軽減施策を実施すべきであると考えて、本条例案に反対をするものです。

○議長（坂本康隆君） 次に、議案第15号についての賛成討論。

15番 森田幾久君の発言を許可いたします。

森田幾久君。

○15番（森田幾久君）（登壇） 私は、議案第15号 紀の川市介護保険条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

提案されました平成30年度から平成32年度の保険料は、基準額保険料で前期3年間の年額7万1,000円に対し8万円と、9,000円上昇しています。これは、高齢者の増加とあわせ、サービス受給者の増加による自然増と制度改正に伴う第1号被保険者保険料率1%、報酬改定0.54%上昇と期間内消費税率改定及び施設介護サービスの充実によるもので、やむを得ない措置であります。

また、第1号保険料について、市独自の介護保険料率11段階制を導入して低所得者の負担軽減に取り組み、次期介護保険事業計画では、「地域包括ケアシステム」を一層推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供される給付計画としていることを評価し、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（坂本康隆君） 以上で討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第11号 国民健康保険制度広域化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第12号 紀の川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第13号 紀の川市放課後児童健全育成施設設置条例の制定について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第14号 紀の川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

議案第15号 紀の川市介護保険条例の一部改正について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（坂本康隆君） 起立多数であります。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第19号 紀の川市簡易水道事業等の紀の川市水道事業への統合に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第16号 紀の川市観光交流施設条例の制定について から
議案第60号 権利の放棄について まで

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第3、議案第16号 紀の川市観光交流施設条例の制定についてから、議案第60号 権利の放棄についてまでの7議案を一括議題といたします。

ただいま議題としました議案につきましては、過日の本会議において産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、産業建設常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

5番 中尾太久也君。

○5番（中尾太久也君）（登壇） 皆さん、おはようございます。

それでは、産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会に付託されました議案第16号から議案第18号、議案第23号から議案第25号及び議案第60号の計7議案であります。

委員会は、去る3月13日、本庁舎6階委員会室1において、全委員の出席を得て開催し、付託された案件について審査を行いました。

審査の結果、当委員会に付託されました7議案については、全て全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しております。

委員会における質疑の主なものは、次のとおりです。

まず、議案第16号 紀の川市観光交流施設条例の制定については、指定管理ということだが、あてはあるのかとただしたのに対し、現時点ではあてはないが、今後利用するに当たり、指定管理者制度も活用できるようにしているとの答弁でした。

また、この施設は、生産者にスペースを貸して生産物を販売するのかとただしたのに対し、建物2階に貴志駅へ来ていただいた外国人と地元の方が触れ合える体験交流スペース1室、建物の前に生産物を販売していただけるイベント広場があるとの答弁でした。

さらに、外国人との交流施設ということだが、特に中国人が多い中、通訳の必要性をただしたのに対し、地域おこし協力隊3名のうち、1名は英語が話せるため活用していきたいとの答弁でした。

次に、議案第17号 紀の川市細野溪流キャンプ場条例の一部改正については、値上げの理由をただしたのに対し、1つ目として、水道未普及地域解消事業により上水が通ったため、安定的な水の供給という面から水道水を利用したいということ。2つ目として、キャンプ場利用者数の増加に伴い、収入額が1,000万を超えてきており、消費税納入

事業者になると考えているため、それらをあわせて値上げしたいとの答弁でした。

次に、議案第18号 池田財産区使用料徴収条例の一部改正についてでは、値下げの理由をただしたのに対し、木材価格の低迷が長らく続いているためとの答弁でした。

次に、議案第60号 権利の放棄についてでは、放棄した場合、歳入は一切ないのかとただしたのに対し、国費資金については、償還推進助成事業費補助金を申請し、未償還額の4分の3相当が交付される予定。県費資金については、同和対策住宅新築資金等貸付金滞納整理促進対策事業費補助金を申請し、未償還額の2分の1相当の交付決定を受けているとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております7議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第16号 紀の川市観光交流施設条例の制定について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第17号 紀の川市細野溪流キャンプ場条例の一部改正について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第18号 池田財産区使用料徴収条例の一部改正について、委員長の報告は可決するものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第23号 紀の川市手数料条例の一部改正について、委員長の報告は可決するものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第24号 紀の川市道路占用料徴収条例の一部改正について、委員長の報告は可決するものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第25号 紀の川市都市公園条例の一部改正について、委員長の報告は可決するものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第60号 権利の放棄について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第28号 平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）について から

議案第58号 平成30年度紀の川市工業用水道事業会計予算について
まで

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第4、議案第28号 平成29年度紀の川市一般会計

補正予算（第6号）についてから、議案第58号 平成30年度紀の川市工業用水道事業会計予算についてまでの31議案を一括議題といたします。

ただいま議題としました議案につきましては、過日の本会議において、予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、予算決算常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

21番 室谷伊則君。

○21番（室谷伊則君）（登壇） それでは、予算決算常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会に付託されました議案第28号 平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）についてから、議案第58号 平成30年度紀の川市工業用水道事業会計予算についてまでの31議案について、いずれも本庁舎6階委員会室1において委員会を開催し、3月1日に分科会を設置、付託議案の分担を行い、6日、7日の総務文教分科会、9日、12日に厚生分科会、13日に産業建設分科会を開催し、当局から説明の聴取を行い、22日に総括質疑、分科会長報告の後、審査を行いました。

慎重審査の結果、本委員会に付託された議案第28号から議案第36号までの9議案、議案第38号から議案第41号までの4議案、議案第44号から議案第58号までの15議案については、いずれも全会一致で、議案第37号、議案第42号及び議案第43号は賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

委員会における質疑の主なものは、次のとおりであります。

まず、議案第28号 平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）についてでは、2款、1項、17目、基金費、基金積み立て事業の財政調整基金積立金3億9,800万円と公共施設等整備基金積立金約5億円の一般財源が発生した概要についてただしたのに対し、土地建物売払収入で4億2,000万円、土地開発公社の解散清算金で1億8,000万円等の大きな収入があり、財源調整のために財政調整基金への積み立てを行ったとの答弁でした。

次に、3款、2項、6目、児童福祉施設費、粉河地区保育所再編事業で、工事着手の遅延による減額という説明であるが、その理由をただしたのに対し、建築確認の関係で建物に対する接道のおくれていると、新設道路が開通しないと許可がないということに着手が少しおくられているということが要因であるとの答弁でした。

また、開園が来年4月1日となっているが、工期的にはどうかとただしたのに対し、法人側が委託している設計会社と協議し、12月には完成するという確認がとれているとの答弁でした。

次に、6款、1項、5目、農業経営基盤強化促進対策事業費のうち、経営体育成支援事業について全額減額となっている理由をただしたのに対し、国の事業で法人を含め5名の申請をしたが、取り組み内容をポイント化し、ポイントの高い順に採択される内容のため、

該当者がなかったとの答弁でした。

次に、7款、1項、3目、観光振興費のうち、観光振興事業について、報償費が全額減額となっている理由をただしたのに対し、フルーツ大使のイベント参加料で、要綱に基づき該当者を探したがなかったためとの答弁でした。

次に、9款、1項、4目、消防施設費、防災行政無線デジタル化事業について、アナログ方式からデジタル方式へ移行することによってどのように改善されるのかとただしたのに対し、現在よりは非常に音達域も広くなり、聞こえる状況は格段によくなるとの答弁でした。

また、約1億7,400万円という大きな金額を補正で早急的な対応をしなければならなかった理由についてただしたのに対し、昨年末に国の補正予算があり、社会資本整備総合交付金が追加採択となったことにより今回補正させていただき、平成30年度に繰り越し措置を行うとの答弁でした。

次に、歳入では、20款、5項、1目、雑入の土地開発公社解散清算金1億8,000万円の内容についてただしたのに対し、清算に入った時点での現金約3,800万円、基本財産約1,000万円、土地の処分等で約1億4,400万円から雑費等経費を差し引いたものとの答弁でした。

次に、議案第30号 平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）についてでは、28年度に一般会計から繰出金2億円のうち、1億5,000万円は一般会計へ返しているが、残りの5,000万円の扱いについてただしたのに対し、29年度決算見込みを見て5,000万円以上の繰り越しが生じた場合、交付金の精算分を確保した上での返還となるとの答弁でした。

次に、議案第37号 平成30年度紀の川市一般会計予算についてでは、2款、1項、8目、支所及び出張所費、各支所運営事業の臨時雇用賃金について、この臨時職員はどのような仕事をするのかとただしたのに対し、近年全国的に豪雨等により被害等発生しており、昨年紀の川市においても台風により被害が発生し、そういった観点から各支所に自主防災強化を図るため職員配置し、それ以外の業務として、自治振興業務その他支所業務全般を行っていただくことで計上しているとの答弁でした。

11目、地域創生費、移住・定住推進事業の補助金の内容についてただしたのに対し、空き家バンクを利用した20歳以上39歳以下の移住者に対し、賃貸について上限5万円、売買については25万5,000円の支援、移住推進地域の細野地域・奥安楽川地域・鞆淵地域・麻生津地域の方が空き家バンクに登録した際に、登録支援補助として2万円を交付するとの答弁でした。

また、地域創生費、シティプロモーション事業について、今年度の具体的な取り組みについてただしたのに対し、関東圏でのイベント出展、魅力発掘紀の川女子会開催、メディア等で発信できるように関西圏メディアとの関係構築、ノベルティの作成、紀の川市の動画作成、以上5事業を行いたいとの答弁でした。

3項、1目、住民基本台帳費、コンビニ証明書交付事業で、紀の川市内の全店舗で交付可能かとただしたのに対し、紀の川市でのコンビニ交付のできるシステムを導入している店舗であれば可能だということの答弁でありました。

次に、3款、1項、11目、ねんりんピック費、ねんりんピック人件費とねんりんピック事業の賃金について、正職員は何名で臨時雇用は何名かとただしたのに対し、正職員3名と臨時職員4名であるとの答弁でした。

また、ねんりんピック実行委員会補助金について、実行委員の構成についてただしたのに対し、ソフトボール協会の方々、市の代表、民間企業で、J A、運送関係等を考えているとの答弁でした。

さらに、実行委員会はいつから立ち上げて、何名体制になるかとただしたのに対し、立ち上げは6月ごろを予定しているが、人数については現在のところまだ未定であるとの答弁でした。

次に、4款、1項、1目、保健衛生総務費、那賀休日急患診療所移転整備事業で、岩出市との広域の事業であるが、紀の川市の負担割合はどうなっているのかとただしたのに対し、岩出市との協議の結果、紀の川市内の土地を候補地として承諾しており、現在の診療所も紀の川市所有の土地であることから、用地の購入、造成に係る設計費の計上となるので、岩出市の負担割合はないとの答弁でした。

次に、6款、1項、3目、農業振興費のうち、まず有害獣被害防止対策事業について、電柵の効果が薄くなってきており、ワイヤーメッシュの防護柵へ変える傾向にある。しかし、費用が非常にかさむことから、国の補助制度があるということを指導しているのかとただしたのに対し、要望調査という形で広報に掲載し募集している。また、相談に来られた方には、大きな集落単位のほうが効果があることや、区長から依頼により防除対策の説明に行ったりしているとの答弁に、農家の皆さんが知っている度合いがまだ非常に低いと思うと、さらにただしたのに対し、現在、ワイヤーメッシュの防護柵が主流で多数を占める状況となっている。大きく囲えば効果があると認識しているので、指導・広報していきたいとの答弁でした。

次に、農産物販売促進事業について、現状とマーケティングの拡大の確保の方法、スキルアップ講座の内容をただしたのに対し、平成29年度の海外商談会の実績は3社が参加し、台湾では、商談成立見込み8件、見積もり依頼12件、改善要望5件。香港では、商談成立見込み5件、見積もり依頼10件、改善要望7件で、うち1件は商談成立し、物品も送っている状況である。

台湾、香港を選定した理由は、地方創生加速化交付金を活用し、ピーチ・アビエーションを利用したアンケート調査を行った結果、有望なマーケティングであることがわかった。平成30年度も補助金申請しているため、同じ国で実施したい。また、スキルアップ講座の内容は、海外商談会へ参加する農業者、法人等に対し、台湾・香港の現状、バイヤー等の内容等、現地の状況を研修会として実施しているとの答弁に、韓国など、生ものが持ち

込めないところもある。加工品を開発し、販路を広げる考えはないのかとさらにただしたのに対し、韓国西帰浦市とは姉妹都市提携をしているが、この分野では交流や連携はなかったように思う。農林商工部では6次産業化を進めたり、観光協会では推奨品制度というものもしている。海外商談会では、小ロットでも大丈夫なバイヤーもあったので、見てもらって、食べてもらって、いいところを知ってもらえるよう努力していきたいとの答弁でした。

また、農産物活用商品開発等委託料をただしたのに対し、主な使途は原材料費となるが、紀の里農協から紀の川市産のフルーツ「桃」の提供を受け、商品開発、販売、輸送、全てを委託する形になるとの答弁でした。

次に、農業経営基盤強化促進事業について、農地流動化奨励補助金の内容と増額理由をただしたのに対し、農地の利用集積を図ることを目的に、3年以上の利用権設定をした認定農業者、また認定新規就農者に対し、10アール当たり1万円の補助をする制度である。増額理由については、1つは、申請件数の増加、もう1つは、果樹生産地づくり支援事業という県の補助事業が平成28年度で終了したため、ほぼ同じ内容の市単独事業を実施し、こちらで受給してもらうためとの答弁でした。

次に、5目農地費のうち、県営ため池等整備事業と震災対策農業水利施設整備事業について、事業内容の違いをただしたのに対し、県営ため池等整備事業は、県で全面改修や部分改修をやっていただける事業、震災対策農業水利施設整備事業は、県営ため池等整備事業を行うための計画書を作成する事業と震災対策として詳細なハザードマップを作成する事業であるとの答弁でした。

また、紀の川市は非常にため池が多い、年間どれくらい整備しているのかとただしたのに対し、平成30年度については、全面改修3件、部分改修3件の予定だが、和歌山県全体で取り組んでいる事業のため県内全体に割り振られている。それで、那賀管内としては、岩出市は数も少ないためほぼ終わっており、次年度以降は紀の川市の数がふえるのではないかと期待しているとの答弁でした。

次に、8款、2項、1目、道路橋梁総務費のうち、京奈和関空連絡道路整備促進事業について印刷製本費の内訳をただしたのに対し、フォーラム開催時のパンフレット2,000枚、チラシ2,000枚、ポスター100枚を予定しているとの答弁に、ステッカーを作成し、車などに張って市内外にPRしてはと再度ただしたのに対し、丸いステッカーであれば気軽に張ってもらえる考える。市民の皆さんの意識の高まりにもつなげるので前向きに検討したいとの答弁に、期成同盟会の中だけでなく、運送会社などにも協力してもらってはと、さらにただしたのに対し、トラック協会、バス協会などいろんな企業にも協力していただき、機運を高めてい行きたいとの答弁でした。

次に、2目、道路橋梁維持費のうち、まず市道等維持修繕事業について、突発的な陥没などにはどう対応しているのかとただしたのに対し、通報が入った場合は、危険度に合わせて対応しているとの答弁に、先進地ではスマホで写真を撮って情報を提供してもらうシス

テムがあると聞く。すぐに直せるかどうかは別だが、情報の把握という意味では便利と考えるがと再度ただしたのに対し、いろいろな情報が入るよう検討していきたいとの答弁でした。

次に、橋梁維持修繕事業について、修繕する場所をただしたのに対し、麻生津橋と北海神橋を予定しているとの答弁に、27橋の修繕が必要とのことだが、どれくらいの年月を考えているのかと再度ただしたのに対し、10年をめどとしているとの答弁でした。

次に、8款、5項、1目、住宅費のうち、市営住宅解体整備事業について、解体予定場所をただしたのに対し、調月宮ノ前公営住宅、応神公営住宅、古和田改良住宅になるとの答弁に、井田公営住宅など古い団地が空き家になるなど、今後順次解体していくのかと再度ただしたのに対し、耐用年数の過ぎたところは、その棟全体が空き家となれば順次取り壊していきたいと考えているとの答弁に、取り壊すのであればその先の方向性も必要と考える。平成30年度で紀の川市全体の市営住宅のあり方を検討すると聞いているが、市民に報告できるような状態まで検討するのかとさらにただしたのに対し、1年かけていろいろな課題を掘り起こし、意識調査をして方向性を出せれば出していきたいと思うとの答弁でした。

次に、9款、1項、1目、消防総務費、指定避難所・指定緊急避難場所指定事業について、市内で緊急指定避難場所をどれぐらいの広さのものを何カ所指定することを目標としているのかとただしたのに対し、広さについては基準は設けていないが、広場とか公園を想定し、指定箇所は紀の川市内全体で現在のところ15カ所程度を指定する予定との答弁でした。

また、指定避難場所鍵保管装置整備事業について、平成30年度は20カ所を整備するということですが、具体的に指定避難所のどこにこの装置をつけるのかとただしたのに対し、指定避難場所のまずは建物の壁べりにつけ、できないところについては、今後避難所に指定する管理者と詳細等を詰めていくとの答弁でした。

また、どの範囲まであけられるダイヤル方式にするのかとただしたのに対し、鍵・ダイヤル・震度の3方式であけられるものを計画しているとの答弁でした。

さらに、ハザードマップ更新事業について、今年度の見直しのポイントについてただしたのに対し、平成27年に水防法が改正され、平成28年6月に浸水想定区域の大幅な見直しが行われたことが、主な改正点との答弁でした。

次に、10款、3項、1目、中学校管理費、中学校運営事業の講師等謝礼について、どのような内容でどんな方が来られるのかとただしたのに対し、中学校運動部において、顧問教員が1人で指導している運動部に対し、運動の指導員を派遣する事業で、20歳以上で学校運動部の指導経験を有する者で、校長が特に認めた者との答弁でした。

また、外部から来られた指導員が引率者として認められない、正規の大会に出場できないと聞いたのですが、そういう権限が県とか文部科学省から与えられるのかとただしたのに対し、日本中体連においても開催基準の引率・監督要件の見直しを今後検討されるとい

うことで、改善される予定との答弁でした。

5項、6目、図書館費、図書館運営事業報償費の講師等謝礼、記念品代の内容についてただしたのに対し、講師等謝礼については絵本作家による講演会等による講師謝金、記念品代については河北図書館において中学生・高校生を対象としたビブリオバトルの記念品との答弁でした。

次に、歳入では、14款、1項、4目、災害復旧費国庫負担金の現在発生公共土木施設災害復旧事業負担金2億10万円の内容についてただしたのに対し、市道調月三和線の災害復旧事業に係る負担金で、当初予算で計上している3億円の3分の2補助との答弁でした。

次に、17款、1項、1目、一般寄附金、ふるさとまちづくり寄附金で、平成29年度の見込み額が減少傾向だということで、平成30年度はどのように取り組んでいくのかとただしたのに対し、新たな取り組みとして、寄附者の占める割合が50%と非常に高い首都圏、東京メトロ等の交通機関で広告をして効果を上げていきたいとの答弁でした。

次に、議案第40号 平成30年度国民健康保険事業勘定特別会計予算については、平成30年度の標準保険料率での紀の川市の1人当たりの税額をただしたのに対し、平成29年度賦課データを用いた平成30年度標準保険料率で試算した紀の川市の1人当たりの税額は、8万6,849円となるとの答弁でした。

次に、議案第41号 平成30年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算については、通院バス運転委託で、この年度から発生した理由とエリア、乗車料金についてただしたのに対し、今までスクールバスを利用させてもらっていたが、30年度から教育委員会でスクールバスの運営に関し事業者へ委託するという方針になるため、診療所の患者さんが利用する場合も事業者との契約が必要となった。また、エリアについては、診療所を中心とした上鞆・中鞆・下鞆で変更はなく、料金については無料となっているとの答弁でした。

次に、議案第43号 平成30年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算については、「居宅介護住宅改修費」と「介護予防住宅改修費」の違いと、受けるための条件は何かとただしたのに対し、まず、居宅介護住宅改修費と介護予防住宅改修費は、居宅で生活できるようにするための改修に対するもので、前者は介護認定を受けた方、後者は要支援1・2の方を対象とするものであるとの答弁でした。

また、地域リハビリテーション活動支援事業費の中の関連事業で、複合型フレイル予防プログラム事業の内容等をただしたのに対し、「フレイル」とは、「心身虚弱」の意味で、地域包括ケアで当事業を地域づくりと位置づけで取り組む。現在、200名の方に「フレイルチェック」を行っており、ボランティアの方々や地域づくりサポーターとしてフレイルサポーター60名の方々に協力いただいているとの答弁でした。

また、フレイルサポーターを今後ふやしていくのか、活動内容や計画をただしたのに対し、地域支援、生活支援コーディネーターとして活躍していただきたいと考えており、専

門的な知識を持った中で皆さんを引っ張っていただける方というような位置づけで、今後も増員をしていきたいとの答弁でした。

次に、議案第57号 紀の川市水道事業会計予算については、貸借対照表の資産の部で、簡易水道事業で設置した管路やタンク等全て入れたものかとただしたのに対し、簡易水道事業の資産も含めた額であるとの答弁でした。

また、給水収益が増額になっている要因をただしたのに対し、これも簡易水道事業の統合によるものとの答弁でした。

次に、総括質疑の主なものは次のとおりです。

議案第37号のふるさとまちづくり寄附金の使途について、平成29年度に充当した事業名をただしたのに対し、まつり支援事業、自主文化事業、子ども医療費助成事業、地域巡回バス運行補助事業、路線バス運行補助事業、合併浄化槽設置補助事業、地域環境美化事業、ホタル保護事業、長期総合計画策定事業、都市公園管理運営事業、危機管理対策事業、防犯カメラ設置補助事業、妊婦健康診査助成事業との答弁に、寄附金を集めるための使途6項目についてただしたのに対し、市民と市がともに参加し行動するまちづくりに関する事業、健やかで感性豊かな人が育つまちづくりに関する事業、快適で活気があるまちづくりに関する事業、環境に優しいまちづくりに関する事業、健全な行財政運営をするまちづくりに関する事業、特に使途は問いませんという項目の6項目との答弁でした。

また、大きな縛りではなく、具体的な事業名で寄附金を募ればとただしたのに対し、具体策としては明言できないが、使途の明確化等について、今後、紀の川市の目指す取り組みと重ね合わせ、新たな手法の研究など、政策や財政当局と連携を図りながら推進していきたいとの答弁でした。

さらに、その特定の事業に対して、基金の創設の検討についてただしたのに対し、基金を創設することについては、特定の目的、使用するときの使途について条例で定めているので、寄附者の意向を十分反映できるとなってきたときには、基金もたくさんつくらなければならないという問題もあり、今後、紀の川市が本当に実施していくべき事業というのを考えていく中で、それもあわせて検討していくとの答弁でした。

議案第37号、議案第38号、議案第40号、議案第41号、議案第43号、議案第57号の計6議案の「人件費」について、一般会計と特別会計で7節、賃金、4節、共済費の増額理由についてただしたのに対し、再雇用者の増加、保育士の雇用見込み者数の増加、ねんりんピック開催に伴う者や介助員、学校司書、文化財作業員等による増加との答弁に、正職員から嘱託職員とか臨時職員に置きかえが今後も進んでいくのかとただしたのに対し、臨時職員は平成30年4月にはさらにふえ見込みで、人数だけ見ると正職員から臨時職員への置きかえが進んでいることになるが、実際は正職員が行っていた業務全てを臨時職員が担当するという単なる置きかえではなく、高度な判断を伴わず専門性も高くない定型業務について、臨時・非常勤職員の活用を行っていききたいとの答弁でした。

さらに、今後も正職員はふやさずに臨時職員、民間活用というような形で進めていくの

かとただしたのに対し、臨時・非常勤職員の活用と、委託できる部分については民間に委託するということを視野に入れながら、今後検討していくとの答弁でした。

以上が、当委員会における審査の主な内容であります。

以上で、報告を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案について、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

まず、議案第37号についての反対討論。

19番 石井 仁君の発言を許可いたします。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） 第37号 平成30年度紀の川市一般会計予算について、反対の立場からの討論を行います。

平成30年度予算は、第2次長期総合計画の初年度の予算として289億7,000万円で編成されました。平成30年度には、前年度から1名増の3人の学校司書を配置したことや中学校のトイレ洋式化、学童保育の施設整備など、子どもの育ちにかかわる施策や施設の拡充が進められることは歓迎をいたします。

また、市政運営に対する自民参加という点では、長期総合計画の目標値を、進捗状況を図るために毎年行っていく予定の市民意識調査の実施には注目をしています。市民ニーズがどういう状況であるのかという最新の情報を知りたいということで実施するとの説明でしたが、大事な取り組みであると考えます。これ以外にも、効果が上がることを期待する事業はたくさんあるということを最初に申し上げておきます。

その上で、反対の理由としては、1つ目は、公共施設の統廃合についてです。

30年度末には、鞆渚保育所を除く粉河地域の公立保育所の廃止がされる、粉河地域の保育所の統廃合に向けた事業が進むということになります。公共施設や地域の社会資源の廃止は、その地域の人口減少・衰退を招く要因になりはしないかという懸念を持つものです。第2次長期総合計画では、9年後の人口目標を6万人と定め、人口減少の抑制を図るとしていますが、各旧町ごとに見れば人口減少率には開きがあります。第1次長期総合計画期間には、旧那賀町と桃山町で公立保育所の廃止と統合が行われ、図書館は粉河・那賀・桃山地域の3館を廃止しました。保育所を廃止したから、図書館を廃止したから、その地域の人口が減ったということは単純には言えませんが、公共施設マネジメント計画や保育所再編計画をもとにした地域資源の廃止の可否をもう一度よく考え直す必要があると思います。

2つ目の理由は、職員の削減をこれまで進めてきましたが、32年4月時点で545人以内にするとという職員適正化計画に基づき、臨時職員の増員で対応するという点です。

市民サービスの担い手である職員を減らしてきた中で、30年度には前年度と比べて臨時職員の増員が行われ、300名を超える臨時職員を雇用することになります。定型的な業務については、臨時職員を活用するという説明をいただきましたが、保育士などの専門職はもちろん、臨時職員であっても公務労働を担う独自の専門性が求められる業務を行っているというのが実情ではないでしょうか。

国は、30年度の地方財政計画上の職員数について、地方公務員の若干の人員増を図っています。地方自治体が業務に必要な人員を確保できるように国が責任を持つというのが本来のあり方ですが、職員集団の中で臨時職員が3分の1を占めるという状況は改めていくべきだと考えます。

以上を指摘しまして、反対討論といたします。

○議長（坂本康隆君） 次に、議案第37号についての賛成討論。

7番 石脇順治君の発言を許可いたします。

石脇順治君。

○7番（石脇順治君）（登壇） 私は、ただいま議題となっています議案第37号 平成30年度紀の川市一般会計予算について、賛成の立場から討論をいたします。

平成30年度予算は、人口減少が続く中、新たな長期総合計画を策定し、計画の将来像である「人が行き交い 自然の恵みあふれる 住みよいまち」を着実に実現するための経費が計上されております。

「安全・安心」の分野では、昨年の大災害等を教訓に「地域防災力の向上」を目指し、災害発生時に市民が迅速に避難できるよう必要な整備の実施。「子育て支援・教育環境」では、「子育て支援サービスの充実」を目指し、不妊治療や子ども医療費などの助成により、子育て世代の負担軽減を図り、本年「子育て世代包括支援センター」を設置。また、荒川中学校の校舎改築工事の着手、中学校トイレ洋式化など教育環境の整備。「産業・交流」では、まず「農業経営の強化」を目指し、豊かなフルーツ資源を生かし、また関西国際空港までのアクセスのよさも生かして、国外に対しては輸出拡大に向けてのプロモーションを展開、国内ではフルーツを原材料とした菓子を全国に届けるプロジェクトの実施。また、「創業・雇用の支援」のため、市内商工業の振興と地域経済の活性化を図るため、新規創業者へセミナーの開催などや補助金支援を実施。次に、「都市基盤・生活環境」の分野では、都市計画推進事業や橋梁維持補修修繕など「計画的な土地利用に基づくインフラ整備」を目指す中、京奈和関空連絡道路整備促進事業では、国・県に積極的に要望活動を実施推進し、「地域づくり・行政経営」では、シティプロモーション事業の推進とワンストップパーソンによる移住・定住促進を図り、また公共施設マネジメントの推進を行うなど、各分野にわたり組織機構を見直す中、市の将来を見据えた予算であると評価いたします。

さらなる財源確保と歳出の削減に努めつつ予算を執行し、真に市民のための行政運営に取り組むことを強く要望し、本案に対する賛成討論といたします。

○議長（坂本康隆君） 次に、議案第42号についての反対討論。

9番 中村まき君の発言を許可いたします。

中村まき君。

○9番（中村まき君）（登壇） 議案第42号 平成30年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について、反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上で線を引いたことによって高齢化が進めば進むほど保険料はふえ、負担がふえ続ける制度となっています。さらに、ことしは保険料が改定される年にもなっています。均等割では1,635円の値上げ、また賦課限度額も57万円から62万円の、5万円もの値上げとなっています。また、被用者保険の被扶養者だった人の軽減特例について、所得割の2割軽減が軽減なしとなり、1,165人に均等割の7割軽減が5割軽減となり、519人に影響が出ると答弁されています。

そして、被扶養者軽減と所得割軽減の合計では、1,026万7,609円の負担増となるとも答弁されています。少子高齢化が問題となっている社会に合わないこの保険制度を、本来の社会保障制度として公費負担を引き上げていく必要があるという考えから、負担をふやす内容となっている今回の議案には反対するものです。

○議長（坂本康隆君） 次に、議案第42号についての賛成討論。

12番 榎本喜之君の発言を許可いたします。

榎本喜之君。

○12番（榎本喜之君）（登壇） 議案第42号 平成30年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成討論を行います。

後期高齢者制度は、高齢者と現役世代の負担を明確にし、社会全体で高齢者の医療を支え合うためにつくられたもので、都道府県単位で全ての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が保険者となっています。

本予算は、紀の川市が徴収した保険料や県負担金などによる繰入金の合計額を広域連合に納付する内容となっており、広域連合運営という現行の制度において示された予算の計上や執行は各自治体の責任であり、平成30年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について賛成します。

今後におきましても、高齢者医療制度の対象が高齢者であることを踏まえ、親切で丁寧な対応と医療費の抑制に向けたさらなる取り組みを要望し、本案に対する賛成討論とします。

○議長（坂本康隆君） 次に、議案第43号についての反対討論。

9番 中村まき君の発言を許可いたします。

中村まき君。

○9番（中村まき君）（登壇） 議案第43号 平成30年度紀の川市介護保険事業勘定

特別会計予算について、討論を行います。

本市が力を入れている、できるだけ元気でいつまでも介護サービスを利用することがないような状況を保ってもらえるように、てくてく体操というリハビリ体操や複合型フレイル予防プログラム事業など、新しい事業に取り組んでいただいていることはとても重要な取り組みだと思っています。

また、医療と介護の連携や生活支援体制整備事業による住みなれた地域で在宅での生活を推し進めていくという内容になっている事業については、家族への負担を考慮していく必要があるという点においても、注目していかなければならないと考えています。

さらに、認定率を下げていくということは、給付制限や利用制限につながっていくのではないのでしょうか。また、今年度から開始されている総合事業については上限額があり、平成30年度予算では上限額いっぱいでは組まれているとの説明もありました。今後、上限額を超えることが予測され、負担がふえることや抑制も懸念されることから、本議案には反対するものです。

○議長（坂本康隆君） 次に、議案第43号についての賛成討論。

2番 上野宗彦君の発言を許可いたします。

上野宗彦君。

○2番（上野宗彦君）（登壇） 議案第43号 平成30年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について、賛成討論を行います。

提案されました30年度の予算額は69億2,000万円、前年度に対し5,900万円、0.9%の増となっております。これは、紀の川市介護保険事業計画等策定委員会において、サービス受給者の増加と制度改正に伴う第1号被保険者保険料率1%、報酬改定0.54%上昇及び第7期計画期間中、今後3年間の介護サービス必要量、その財源である介護保険料について検討し、設定されたものであります。

また、第7期介護保険事業計画の初年度であることは、「一般介護予防事業」で基本目標「介護予防と健康づくりの推進」実現のため、「紀の川 てくてく体操」の関連事業として「複合型フレイル予防プログラム」を、「包括的支援事業」では、基本目標「地域で支える包括的な支援体制づくり」・「認知症対策の充実」・「介護保険事業の適切な運営と充実」を推進する事業として、「医療と介護の連携推進」・「自立支援、重度化防止のための意識改革推進事業」・「認知症初期集中支援事業」・「生活支援体制整備事業」・「在宅医療・介護連携事業」を新規事業を加え、積極的な介護予防を推進したことを評価して、今回の予算に賛成したいと思います。

昨今の厳しい経済状況の中、介護保険制度の円滑な運営、地域での介護予防、認知症対応等の強化に努め、支援を必要としている高齢者をはじめ、市民にとって安心して住み続けられる制度となるように取り組まれることを要望し、賛成討論とします。

○議長（坂本康隆君） 以上で、討論を終結いたします。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時57分）

（再開 午前11時19分）

○議長（坂本康隆君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を続けます。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第28号 平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第29号 平成29年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3号）について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第30号 平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第31号 平成29年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

議案第32号 平成29年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）に

ついて、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第33号 平成29年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第34号 平成29年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第35号 平成29年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第36号 平成29年度紀の川市水道事業会計補正予算（第3号）について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

議案第37号 平成30年度紀の川市一般会計予算について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（坂本康隆君） 起立多数であります。

したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第38号 平成30年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第39号 平成30年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第40号 平成30年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第41号 平成30年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

議案第42号 平成30年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（坂本康隆君） 起立多数であります。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

議案第43号 平成30年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（坂本康隆君） 起立多数であります。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第44号 平成30年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第45号 平成30年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 平成30年度紀の川市池田財産区特別会計予算についてから、議案第56号 平成30年度紀の川市平池財産区特別会計予算についてまでの11議案については、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議がないようですので、一括して採決を行います。

お諮りいたします。

議案第46号から議案第56号までの11議案については、委員長の報告は可決とするものであります。

本11議案については、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号から議案第56号までの11議案については、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第57号 平成30年度紀の川市水道事業会計予算について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第58号 平成30年度紀の川市工業用水道事業会計予算について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 委員会提出議案第1号 紀の川市議会委員会条例の一部改正について

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第5、委員会提出議案第1号 紀の川市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 石脇順治君。

石脇順治君。

○議会運営委員会委員長（石脇順治君）（登壇） それでは、委員会提出議案第1号について、提案説明をいたします。

委員会提出議案第1号 紀の川市議会委員会条例の一部改正について、紀の川市議会会議規則第14条第2項の規定により提出するものでございます。

当議案については、委員会において全会一致をいたしましたので、委員会提出議案として提出いたします。

提出者は、議会運営委員会委員長、私、石脇順治でございます。

提案理由といたしまして、「機構改革」に伴い、所要の改正を行うためでございます。

改正内容は、主に部の統合や課の移管による部名変更によるもので、第2条第1項において、第1号、総務文教常任委員会では、「地域振興部」を削除し、第2号、厚生常任委員会では、「保健福祉部」を「福祉部」に変更し、また「水道部」を削除するとともに、第3号、産業建設常任委員会で、新たに「上下水道部」を所管として加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、提案説明を終わります。

○議長（坂本康隆君） 以上で、提案説明が終了いたしました。

ただいま議題となっております委員会提出議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、直ちに質疑、討論、採決を行います。

それでは、委員会提出議案第1号について、質疑、討論、採決を行います。

委員会提出議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

委員会提出議案第1号について、討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

委員会提出議案第1号 紀の川市議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第6、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、それぞれ会議規則第104条の規定により、お

手元に配付の写しのとおり閉会中も審査及び調査を継続いたしたい旨の申し出があります。
お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに決しました。

日程第7 本会議における発言の誤りについて

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第7、本会議における発言の誤りについてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、市長より3月1日の本会議における発言について、訂正の申し出がありますので、会議規則第65条の規定により、許可いたします。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は、全て終了いたしました。

それでは、市長から閉会にあたって発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） 平成30年度第1回定例会終了にあたって、一言御挨拶申し上げます。

去る2月27日から本日までの29日間、上程いたしました議案を全て御承認をいただき、ありがとうございます。まず、お礼申し上げます。

そして、予算決算常任委員会や各常任委員の皆さん方、大変御苦労さんでございます。心から御礼を申し上げます。

お認めをいただいた予算など、無駄遣いをせずに、「人が行き交い、自然の恵みあふれる住みよいまち」を目指し、大切に執行していきたいと考えております。

もう間もなく4月です。桜の花、桃の花も咲き始めました。温暖ないい気候になってまいりました。紀の川市では、第2次長期総合計画の初年度に向けて市役所内部の機構改革を行い、スタートを切ります。目指す将来像に向けて、全職員とともに一生懸命進んでいきたいと考えております。

今後とも、議員各位の御協力をよろしくお願い申し上げ、御挨拶終わります。ありがとうございました。

○議長（坂本康隆君） それでは、平成30年第1回紀の川市議会定例会の閉会にあたり、私からも一言御挨拶を申し上げます。

去る2月27日に開会し、本日まで29日間にわたり慎重審議を賜り、また議会運営に

つきましても御協力をいただきましてまことにありがとうございます。

議員各位には、時節柄何かと御多忙中にもかかわらず、多数の重要議案につきまして充実した議論が交わされたものと思います。

本市では、春の風とともに桜の花、桃の花の便りが届き、美しい季節を迎えましたが、どうか議員各位には一層の御自愛の上、紀の川市発展のため、ますますの御活躍、なお一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

また、このたび退職されます職員の皆さんには、多年にわたりそれぞれの重責を歴任され、市政発展のため、住民福祉の向上のため、御尽力いただきましたことに深く感謝を申し上げます。

今後は、御家族とともに健康に御留意され、地域社会の発展のため御協力を賜りますようお願い申し上げ、これからの人生、今以上に潤いのある生活を願い、私からの閉会の挨拶といたします。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

それでは、これをもちまして、平成30年2月27日召集の平成30年第1回紀の川市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

（閉会 午前11時45分）